◇町議会速報◇

No. 13

（57年4月15日）

自治医科大学教職員住宅2－2
村尾光子
TEL 0285－44－5418

昭和57年南河内町議会第1回定例会は3月11日より10日間にわたり開かれました。内容は、人事案4件の選任と専決事件2件の承認、条例案12件、学区域変更2件、56年度会計補正予算2件、57年度予算4件をすべて原案通りに可決し、意見書2件を採択致しました。人事案件の中には、議会常任委員の選任（任期2年）も含まれております。一般質問は8名よりなされました。以下に主な内容について報告致します。今回は報告が遅くなりましたことをお詫び致します。

Ⅰ 正副議長の交替と、町条例による議会常任委員の改選

本議会の冒頭、正副議長より辞職願が提出され、選挙の結果 宇賀神正紀議長（町議3期目40才）、伊沢茂副議長（町議2期56才）が選出されました。常任委員の選任方法は、議長一任となり、次のように決まりました。

総務常任委員会	文教民生常任委員会	建設常任委員会	経済常任委員会
◎小林包房	◎大塚秀二郎	◎杉山菊男	◎永山二郎
○五月女久	○舘野鉄男	○飯野兵二郎	○吉田浩二
伊沢嘉一	舘野安光	佐伯義郎	大嶋宏
伊沢栄一	村尾光子	舘野昇	伊沢茂
宇賀神正紀			
藤田数男			

◎：常任委員長
○：〃副委員長

又、一部事務組合の各議員 一部委員より辞職願が提出され、次のようになりました。

- 南河内町消防委員（任期満了 議長一任）：杉山菊男、飯野兵二郎、永山二郎
- 表彰審査委員（辞職願 議長一任）：舘野鉄男、吉田浩二

辞職願が提出され選挙
- 小山地区広域行政事務組合議員：五月女久、舘野安光
- 〃 保健予防組合議員：舘野鉄男、舘野昇
- 〃 環境衛生組合議員：吉田浩二、小林包房

Ⅱ 義務教育の施設・備品・教材費は、すべて公費負担すべきものです。

小・中学校で必要とする教材費は、義務教育費国庫負担法に基き、その算出基礎額より、国と市町村とが、半分ずつ負担していますが、実際には、それだけではとても充分ではありません。この教材費としては、限度額が決められているので、足りない分は、町は備品費の中で、教材備品費として支出しています。南河内町は近隣の市町村に比べ、この補助率は良いのですが各学校の集金内容（振興費、図書費、施設費等の名目）をみると、充分であるとは言えません。そこで、今回の一般質問にて、村尾は、実際の公費負担率（充当率）はどの位であるか、それについてどの様に考えるか、公費負担とする基準を聞きました。答は、教材費について、学校の要求は100%満たしている（教育長）。すべて公費負担、教育長を信じている（町長）。とのことでした。

それが真実であるなら、個人に帰する消耗品は別として、振興費などの徴収はあり得ない筈です。あらかじめ内容を通告しての一般質問ですのに、実態を調査した様子もなく、有るがままの姿を率直に発表しようとしない教育長の態度は、誠意に欠けますし、議会軽視の感さえ覚えました。

又、他議員からの質問に答え、学校の施設・備品についての寄付は一切受理しない(環境美化に関するもののみ受入れる)との見解を明らかにしました(教育長)。これは、今回の中学校卒業記念品、更には昨年秋の吉田東小学校後援会からの備品寄付の申入れを断った事についての答弁でした。当然なことと思いますが、従来は、慣例的にPTA.後援会からの援助を受けていたのに、突然、拒否するのでは、やり方に疑問を持ちます。町教育委員会の方針を変えたなら、直ちにその趣旨を学校・父兄に通達すべきです。県教委でも、もはやPTAは戦後の学校の経済的援助団体から、本来の学習活動団体に戻るべきという見解を示しているそうです(教育長)。

Ⅲ 町議会議員間にも選択的な差があるようです。

村尾は、独自の研究の為、昨年12月定例会で公表された、流域下水道に関する県からの回答書(公文書)の複写を都市計画課の窓口で要求しました(1月)が、"町として回答内容に納得していないので、住民を煽られたら困る"という理由で断わられました(助役・企画課長・都市計画課長)。ところが、数議員には、これを含む更に詳細な資料が町から積極的に示され、検討会が開かれました(2月中旬)。議会で報告した資料を出せないというのは納得がいきませんでしたので、今度は、公文書の取扱いについて、町長の見解を求めましたところ"要求があったからといって資料として出す訳にはいかない。"との返事でした(2月下旬)。これらの事実は、村尾を煽動者として疎外し且つ、議員を何らかの基準で差別しているとしか考えられませんでしたので、今議会で質問しました。
町長の答弁は①職員の失礼な言葉についてはお詫びする。②議員の質的評価はしていない。③事件によっては、関連地域の議員と話し合うのがこれまでのやり方。④要求したからといって、議会閉会中に窓口で議員といえども、個人に公文書を提供することはできない。⑤後で話し合えば分かる。でした。

今回の流域下水道問題は、議会全体ひいては建設常任委員会、町都市計画審議会が重大な関心を寄せていた問題です。そうした公的機関の意向を聞かず、一部議員(関連地域議員すべてではなかった)とのみ話合いを持つことは、釣合いに欠きます。又、選択的に資料提供したことは――結局3月9日、全員協議会にて全員に配布されましたが――すべて執行部(町長)の都合の良いように、独裁的に事を運んでいるようです。
これまでの町のやり方ですと、何ら町に対する問題・要求のない私共は、いつまでも、重大事には、相談されることのない、無視される宿命です。

Ⅳ 57年度町一般会計当初予算額は14億87463千円です。

編成方針(町長):町総合計画に基づく諸施策を着実に推進、施策の厳しい選択、財源の重点的効果的配分、住民生活優先の町政の展開

重点施策
1. 社会福祉の充実
2. 生活環境の整備
3. 都市生活基盤の整備
4. 地域産業の振興
5. 教育文化の振興

1. 歳入(財源内訳)
- 自主財源:41.6%(619320千円:町税等)
- 依存 〃 :58.4%(868143千円:国・県支出金等)

2. 歳出(経費別集計)
- 経常費:69.8%(1038169千円:人件費等)
- 臨時費:30.2%(449294千円:　)

- 投資的経費:25.0%(370169千円:事業費等)
- 消費的 〃 :35.0 〃 (521196千円　)
- 義務的 〃 :38.5 〃 (573121千円　)

歳出の経費別集計と主な事業

	予算額	構成比	主な事業
1. 議会費	49,005千円	3.3%	議員研修(63万)、議会だより印刷発行(47万)、議事録(99万)、訪中視察補助(41万)
2. 総務	274.042	18.4	公用車購入(291万)、積立金(6573万)、自治会長・班長事務費(490万)、前納報償(462万)
3. 民生	164.010	11.0	敬老年金(154万)、老人クラブ補助(115万)、町社協補助(221万)、老人医療(4495万)国保へ(1000万)
4. 衛生	152.308	10.2	水道会計補助(4735万)、各戸雑排水処理施設補助(90万)、ゴミ処理・し尿処理(5927万)
5. 労働	6.004	0.4	勤労者体育センター管理費
6. 農林水産	162.672	10.9	松くい虫防除(100万) 畜産複合地域環境対策補助(5115万)、(転作)水田利用再編対策(2592万)
7. 商工	5.599	0.9	商工会補助(500万)
8. 土木	272.183	18.3	工事・舗装・排水等(14075万)、[illegible]地区区画整理基本構想策定(750万)
9. 消防	88.644	6.0	石橋地区消防組合負担金(6599万)、自治消防団(799万)、防火水槽4基(500万)
10. 教育	218.032	14.7	西校プール改修(5635万)、保健給食(256万)、図書(167万)、史跡整備(273万)
11. 公債	71.987	4.9	地方債償還(3571万)、地方債利子(3626万)
12. 予備	22.977	1.5	
計	1.487.463	100.0	

V その他主なこと

1. 流域下水道事業費(56年度分)が10696千円予算化されました(賛成多数)
しかし、57年度事業費については、町としての公害・周辺環境整備等の条件を整えた上で審議できるよう(こうした観点から、当初予算には計上されていない)、議会として全員一致で意見書を採択致しました。提出先は、町長・知事・促進協議会―関連市町の会―です。意見書提出は、町議会の公的な意思表示であり、町が県・関連市町に働きかけをするのに大きな力になると思います。
町の条件：処理場周辺の環境整備、処理場位置(敷地の北側へ)、工場排水等の水質汚濁、
処理場周辺住民の要望 等
2. 人権擁護委員に近藤俊雄氏(龍興寺住職)を推選同意、
町固定資産評価審査委員に野口龍雄氏(M45.4.4生.)の選任同意
3. 非常勤特別職(教育委員、農業委員、監査委員等)の報酬を10～15%引上げる。
4. 町職員定数を10名増やし115名とする(計画的に増員する)。
5. 東体育館の管理の一部は、周辺地域の自治体、社会教育団体に委任され、利用規則はほぼ勤労者体育センターに同じ。

—今回感じたこと—

民主的な行政とは、住民に明快に理解できるルールに基づいて為されるのが原則だと考えていた私には、失望が大きな議会でした。昨年一年間の議会活動のみならず、あらゆる分野で、町の姿勢は"できる限り、住民に理解してもらう努力をする"のではなく、"できるだけ住民に知られないうちに事を運ぶ"のように思えます。議員はもとより町長はじめ役場職員も、住民代表であることを忘れてはならないし、住民と共に考える基本的姿勢を貫いて欲しいものです。　地域性・慣例は無視することはできないでしょうが、それにも増して民主的な筋みちを優先させるべきと思います。今までのやり方は、私たち新しい住民に理解できない部分が多すぎます。質問に対しては、事実は、たとえ執行部に都合の悪いことでも、率直に公表していく議会であってもよいと思いました。
度々議会で問いかけてきた下水道に関して、議会の意思表示ができたことは、とても嬉しく思います。又、新年度予算についての(執行部よりの)資料が充実したことも好ましい事と評価しています。

一般質問(8名:通告順)

質問者	質問内容	答弁内容(答弁者)
永山二郎	1. 町道5590号線の県道昇格と拡巾をはかり、新駅―吉田地区の連絡道とせよ. 2. 非行について町内各学校の状況はどうか.社会教育での対策はどうか. 3. 町公民館に8mm映写機購入せよ. 4. 小中学校卒業記念品の備品購入について.今年中学校で受入れ辞退した理由は. 5. 町更生保護婦人会への補助金を増額せよ.活動内容は他の婦人会より勝っている.	1.(町長)直ちに県道昇格はむつかしいが、町都計審は、都市計画道路として整備することに賛成している. 2.(教育長)石橋警察署調 56年の発生件数.喫煙15,深夜徘徊3.不良交遊5,暴力2.その他3(中学校).東校で現金の紛失.青少年健全育成会.PTAで未然に防ぐための先手をうった対策考えたい.56年.教師間に児童生徒指導特別研究会発足し検討している. 3.(教育長)16mmはある.世情の動向を充分に検討して決める. 4.(〃)義務教育無償,父兄負担軽減等から教材備品等は町が対応する.記念品は環境美化についてのみ受入れる.以前公費が少ない時は寄付受入れたが卒業記念品そのものも問題視している. 5.(町長)この会はボランティア活動団体である.ボランティアの意味.会の意志を理解せよ.増額はしない.
飯野兵二郎	1. 水田利用再編対策について.目下の対策は緊急避難的である.定着作目の選定はどの様に指導推進するか. 2. 工場も営浄化装置の設置不可能な場合の対策は. 3. 学校の施設・設備について. 4. 河川敷利用について.	1.(町長)稲作問題の根本は食生活の変化であり.政府の意向に拘らず新しい生産構造を模索する.議会.農業団体と協議を重ね.恒久的に考える.地帯を考え4か所にモデル展示圃設定し.成果を得てから一般に普及.作目は麦,かんぴょう.大豆,野菜類,花卉類,ほうれん草 2.(〃)沈殿分離浄化装置を検討したい. 3.(教育長)義務教育は公費負担原則.教材・備品・設備は町として対応し寄付は受けない。PTA・後援会はこれまでこの面で大いに貢献したがもはや本来の目的の学習活動に戻って欲しい. 4.(町長)鬼怒川河川敷利用については最近二宮町長よりOKが出た.簡易運動場として野球1面,ソフトボール,ゲートボールができるよう早期実施(出水期以降)に努める.
舘野鉄男	1. 57年度予算編成について. (1) 行政効率を高める為の具体的施策 (2) 自主財源確保と経費節減の施策 (3) 機構改革(職員配置,機能充実はかれ) 2. 情報公開と機能の対応,広報公聴機能を充実せよ. 3. 稲作対策と指導方針について.空散の見直しを. 4. 環境整備について. (1) 畜産雑排水のたれ流し規制措置,農業用水・鬼怒川地下水の汚濁が心配 (2) ゴミ収集の改革 5. 学校教育ゆとりの時間をどのように活用しているか.	1(町長)(1) 不用不急切捨て.住民サービスに努める.何でも押さえるのではなく伸ばすべきものは財源振向ける. (2) 現行法体系の中では自主財源発掘はむつかしい.制度資金の導入はかる.徴税率を高め課税評価の適正化はかる. (3) 56年7月機構改革した.組織の拡充.専門に適した職員採用.行政に弾力的に変化.需要に対応. 2.(〃)情報公開について執行部に認識不足があることは認識している.国・県の指導.市町村の協調のもとに検討する. 3.(〃)防除の日を設け.一斉防除に(地上防除)努める.空散を6月実施検討したい. 4.(町長)(1).水濁法.県公害防止法も徹底することができない.汚水流すのは農家自らの認識が大事.広報等で理解してもらう. (2) 地区保健委員の力ではどうにもならない. 5.(教育長)中学校は56年度より実施.毎日の学級会.体力づくり指導.生徒会活動.教育相談.補習にあてている.更に改善すべく検討中

[illegible]	質問内容	答弁内容(答弁者)
旅川義郎	自治区大都市開発区域について. (1) 町有地の現状・面積・賃借契約の有無について. (2) 土地利用計画の中で.町有地は換地対象となるか:公団で把握している町有地面積は台帳と異るが.	(1)(総務) 買付3か所. 現在契約あるのは2件, 917m²。道路用 3838m², ため池 7980m². (2)(町長) 開発計画の目的に添って対応する. 近いうち公団より事業実施計画が示されるので.整合性(役場内研究と)を考える. (助役) 町有地面積については公団と話し合う
吉田浩二	1. 流域下水道事業計画、その後の経緯と現況を地元に説明せよ. 2. 市街化に伴い宅地に転用し、そのまま荒地に放置されている対策はどうか: 3. 水田利用再編対策について.集落モデル事業を推進せよ	1.(町長) 県土木部長,土木部次長の回答があったので.今後のあり方も含めて.地元代表者に説明.話合いを持ちたい. 2.(農委) 許可どおりに実施されていない場合は県の指導を仰ぎ事例ごとに対策考える. (総務) 町が直接規制する法はないが.消防上.危険な物件に対し.消防署長は適切な処置を命ずることができる.総務課が中継する.環境上から条例化は可能. 3.(町長) 県補事業は56年で区切り.57年より県単連担団地化促進事業を考えている.対象にならない集落は町単で実施
村尾光子	1. 義務教育教材費について. 2. 幼児教育について (1) 町として積極的に幼児教育を推進せよ.具体的施策を示せ. (2) 就園奨励費の不公平交付を是正せよ.現施策をどう考えるか 3. 文化講演会について.幼児青少年の健全育成を図る内容のものを企画せよ. 情報の公開連絡について. 1. 庁舎内 (1) 役場内の連絡はどの様にしているか:充実密にせよ. (2) 職員に町政全体の現況を把握させよ. 2. 公文書の取扱いについて. (1) 住民に公開せよ. (2) 要求あれば資料として議会提出,議員配布せよ. 3. 各種団体との対応,町行政と各種団体との連絡を密にし事業の連携を図れ	1. 前述 2.(町長)(1)の乳幼児学級の設置, (2)ニュータウンに幼稚園・保育所設置 児童館の設置,既存施設についても今後とも努力する. (2) 現行制度上機械的に変えることはむつかしい.交付額は地域内で協調して決めている. 3. 聴衆が少ないのは申訳けない.今年は検討年とし新しい形で考える.(当初で予算化はしていない.) (町長) 1.(1) 毎月1回定例的に.その他随時課長会議を開いている.課長は事に応じた時職員に伝えている.基本的問題については職員に通じている. (2) 職場研修等で.充分に認識させる. 2.(1) 前記 (2) スペース参照,検討要する事項だ. 3. ごもっとも.
薄田数男	1. 軍事費削減を要求せよ. 2. 小中学校の学級生徒数40人以下を町独自に実施せよ. 3. 教育費の個人負担軽減はかれ(給食費・楽器等) 4. 小中学校での平和教育の取組と今後の方向 5. (1) 通学道路の防犯灯の整備, (2) 防犯灯.街路灯の経費を町負担せよ. 6. 町総合計画について. (1) 実施してどの様な影響あるか.1年経過しての評価は. (2) 自治区大同周辺開発について.	1.(町長) 政府の考え方、予算措置を充分に認知していないので.考え方は言えない:個人としての考えはあるが.立場上意見は慎しむ. 2.(町長) 制度上.40人以下となっているが.必ずしも40人以下が最上とは考えない: (教育長) 現行は45人. 40人の方がよいが.全国教育長会では.この点より小規模校の教員増の方が運動として先決だとしている. 3.(町長) 応分の負担はやむをえない. (教育長) 給食費助成増額はむつかしいが努力する.楽器については検討. 4.(〃) 中学校で.国際理解という課題で道徳の時間に.又3年の公民の時間に組込まれている.不足はない. 5.(町長) 自治会.教育機関より要求出され.順次設置している.集落内は当然集落負担.離れている分は.町負担実施している. 6(町長)(1) 成果は10〜20年後にあらわれる. (2) 人口18000人,4400戸.自町で責任をもって対応すべきものと.そうでないものを整理している.
大谷総一郎	自治区大同周辺開発区域内の土地の評価見直しについて.面積確認はいつか.	(総務) 本換地までは従来通り.本換地後に評価見直し.面積確認する.